

議案第15号

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例

新居浜市中小企業振興条例（昭和59年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の1.4」を「100分の2.8」に改める。

第5条の2を削る。

第5条の3第2項中「100分の50」を「100分の20」に改め、同条を第5条の2とする。

第6条を削り、第6条の2を第6条とする。

第12条第2項中「100分の10」を「100分の20」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（IT・IoT導入事業に対する補助）

第12条の2 市長は、中小企業者等が生産性向上に資するITツール（ソフトウェア及びその導入に係る役務等をいう。）及びIoT（インターネット・オブ・シングス活用関連技術をいう。）を導入したときは、当該中小企業者等に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を受けることができるものは、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額が100万円以上であったものとし、その補助金の額は、当該市長が必

要と認める額の100分の30以内とし、200万円を限度とする。

第13条第1項中「（短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に定めるものをいう。）を含む。次項及び第15条において同じ。）を同時に2人以上（市長が別に定める新規学卒者の場合は、1人以上）」を「として、市長が別に定める新規学卒者又は市外に1年以上住所を有した後、本市に転入した者（市長が別に定める者に限る。）を1人以上」に改め、同条第2項中「10万円以内（短時間労働者は1人につき5万円以内）」を「20万円」に、「60万円」を「100万円」に改める。

第13条の2第2項第1号中「20万円」を「30万円」に改める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

附則第1項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の新居浜市中小企業振興条例の規定により補助金の交付の決定を受けている中小企業者等及び補助金の交付申請を行っている中小企業者等については、改正後の新居浜市中小企業振興条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

中小企業の振興事業に対する補助制度の見直し及び新設を行うとともに、令和4年度まで補助期間を延長することにより、本市の中小企業の生産力向上、人材確保等の支援の拡大を図るため、本案を提出する。